特定非営利活動法人　北区精神障害者を守る家族会　飛鳥会

第　1　章　　総　　則

（名称）

第１条　本会は、特定非営利活動法人　北区精神障害者を守る家族会　飛鳥会という。以下NPO法人飛鳥会と略称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第　2　章　　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は関係機関と協力し、精神障害者（以下「当事者」という）及びその家族の福祉と生活を守り、社会参加を援助することを目的とする。

（特定非営利活動の種類およびその事業の種類）

第４条　本会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

1　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
2　障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
3　障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
4　障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
5　精神保健福祉施策推進事業
6　自立生活プログラム事業
7　北区委託事業
8　その他、本会の目的推進に必要な事業

第　3　章　　会　　員

（種別）

第５条　本会の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

①正会員　本会の目的に賛同して入会した個人。
②賛助会員　本会の事業を賛助するため入会した個人または団体。

（入会）

第６条　本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2　会長は申込者の入会を認めない時は、速やかに、事由を付した書面により本人にその旨を通知しなければならない。

3　賛助会員として入会する場合は、会長の承諾を得たうえで、別に定める申込書により、会長に申込むものとする。

（入会金及び会費）

第７条　本会に入会するには、理事会で別に定める入会金と会費を納めるものとする。

2　正会員の会費は、半年分又は1年分まとめて徴収することができる。

3　賛助会員の会費は、1年分まとめて徴収することとする。

（会員の資格喪失）

第８条　正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

①　退会届を提出したとき。
②　本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき。
③　本会が消滅したとき。

（退会）

第９条　会員は、任意に退会することができる。

（除名）

第１０条　会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の３分の２以上の議決に基づき、これを除名することができる。

①　本会の定款または規則に違反したとき
②　本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

2　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の

前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金の不返還）
第１１条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第　４　章　　役員及び職員

（役員及び定数）
第１２条　本会に、次の役員をおく。
1　　理事３人以上１０人以内
2　　監事１人以上　３人以内
2　理事の内、１人を会長、１～２人を副会長、１～２人を会計とする。

（選任等）
第１３条　前条に記載された役員は、理事会の推薦を受け、総会において選任する。
2　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
3　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）
第１４条　会長及び副会長は、この法人を代表し、業務を総理する。
2　会長及び副会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は次に掲げる職務を行う。
1　理事の業務執行の状況を監査する。
2　本会の財産の状況を監査する。
3　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告しなければならない。
4　前号の執行のため必要がある場合には、総会を招集する。
5　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することが出来る。

（任期および役員補充）
第１５条　役員の任期は１年とする。但し、再任を防げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）
第１６条　役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て当該役員を解任することができる。
①　心身の故障のために職務の執行にたえられないと認められるとき。
②　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2　前項の規定により解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬）
第１７条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、活動費用を弁償することができる。

（職員）
第１８条　本会に、職員を置く。
2　職員は、理事会で協議のうえ会長が任命する。

（顧問）
第１９条　本会は１０名以内の顧問を置くことができる。
2　顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3　顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
4　任期は第１５条第１項を準用する。

（相談役）
第２０条　本会は１０名以内の相談役を置くことができる。
2　相談役は、学識経験者または本会に功労のあったもののうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3　相談役は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
4　任期は第１５条第１項を準用する。

第　5　章　　総　　会

（種別）
第２１条　本会の総会は、通常総会および臨時総会の２種類とする。

（総会の構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）
第２３条　総会は、以下の事項を議決する。
①　定款の変更
②　合併及び解散
③　事業報告及び収支決算
④　事業計画及び収支予算
⑤　役員の選任及び解任
⑥　解散した場合の残余財産の処分
⑦　その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
⑧　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２４条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
①　理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
②　正会員の４分の１以上から総会の目的たる事項を示して請求があった場合。
③　第１４条第４項４号の規定により、監事が招集した場合

（総会の招集）
第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き会長が招集する。
2　総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項の内容を示した書面をもって開会日の２週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。
3　前条第２項の規定による請求があったときは、会長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、会長がこの請求のときから１ヶ月以内に総会を招集しないときは、請求した者（ただし、前条第２項第１号および第２号の場合においては、請求した者の代表者）は、総会を招集することができる。

（総会の議長）
第２６条　総会の議長は出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ議決する事はできない。

（総会議決）
第２８条　総会の議決事項は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　総会において、第２５条第２項または第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決する事ができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の２以上の同意があった場合は、この限りでない。
3　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項において表決権を行使するこ

とができない。

（総会での書面表決等）
第２９条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2　総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。
3　前項の代理人は、代理人を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
4　第１項の規定により、表決権を行使する正会員は、第２７条及び前条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。

（総会の議事録）
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
1　日時及び場所
2　正会員総数および出席者数（書面による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
3　審議事項
4　議事の経過の概要及び議決の結果
5　議事録署名人の選任に関する事項
2　議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人２名以上が記名押印または署名し、これを保存しなければならない。

第　6　章　　理事会

（構成）
第３１条　理事会は、理事をもって構成する。
2　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）
第３２条　理事会は、次の事項を議決する。
1　事業計画および活動予算書の変更
2　事業報告および活動決算書
3　年会費の額
4　事務局の組織および運営
5　総会に付議すべき事項
6　総会の議決した事項の執行に関する事項
7　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
8　その他本会運営に関する必要事項

（開催）
第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
1　会長が必要と認めた場合。
2　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。
3　監事から第１４条第５項第５号の規定に基づき召集の請求があったとき、会長は１４日以内に理事会を開催しなければならない。

（招集）
第３４条　理事会は会長が招集する。
2　会長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から、１４日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議に日時、場所、目的および審議事項を記載した書面でもって少なくとも５日前までに招集通知を発信して行わなければならない。

（議長）
第３５条　理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれにあたる。

（定足数）
第３６条　理事会は、３分の２以上の理事の出席がなければ議決することはできない。

（議決）
第３７条　理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　理事会において、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決す

ることができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の３分の２以上の同意があった場合はこの限りではない。

（書面表決等）

第３８条　理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

２　前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により表決権を行使する理事は、第３６条および前条第１項の規定により適用については出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　議長は、理事会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人２名が記名、押印又は署名し、これを保存しなければならない。

１　日時及び場所

２　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

３　審議事項

４　議事の経過の概要及び議決の結果

５　議事録署名人の選任に関する事項

６　議長の選任に関する事項

第　７　章　　資産及び会計

（資産の構成）

第４０条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

①　設立当初の財産目録に記載された資産

②　入会金及び会費

③　寄付金品

④　事業に伴う収入

⑤　資産から生じる収入

⑥　その他の収入



（資産の管理）

第４１条　本会の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の１種とする。

２　本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（経理の支弁）

第４２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の区分）

第４３条　本会の会計は、法第２７条各号に掲げる原則にしたがって行い、次のとおり区分する。

①　特定非営利活動に係わる事業会計

（事業年度）

第４４条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画および活動予算）

第４５条　本会の事業計画およびこれに伴う活動予算に関する書類は、会長が作成し毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

２　前項の規定による理事会の議決を得た事業計画書および活動予算書は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

３　第１項に規定した理事会の議決を得た事業計画書および活動予算書の変更は理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

４　予算をもって定めるもののほか、借入金そのほか新たな義務負担をし又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

（事業報告および決算）

第４６条　本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書などの決算に関する書類は、会

長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該　事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2　前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書は、前事業年度の役　員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち１０名以上の名簿を添えて、　当該事業年度終了後3ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

3　毎事業年度終了後、前事業年度の事業報告書、財産目録貸借対照表および活動計算書を作成し、すべての事務所に備え置き、請求があったときは閲覧させなければならない。

（剰余金の処分）

第４７条　本会の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第　8　章　　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第４８条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決を経て、　かつ法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認可を得なければならない。

2　前項の軽微な事項に係わる定数の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出　なければならない。

（解散および清算人、合併）

第４９条　本会は、次に掲げる事由により解散する。

1　総会の決議

②　目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

③　正会員の欠亡

④　合併

⑤　破産手続開始の決定

⑥　所轄庁による認証の取消し

2　前項第１号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の３分の２以上の　議決を得なければならない。

3　第１項第２号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4　本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、第１項第４号の場合による解散を除く。

5　第１項第４号の規定に基づき合併する場合は、総会において出席した正会員の3分の２以上　の議決を得、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属先）

第５０条　本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員および賛助会員の過半数　をもって決した特定非営利活動法人または公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。ただし、合併又は破産手続き開始の決定による解散は除く。

第　9　章　　公告の方法

（公告の方法）

第５１条　本会の公告は官報に掲載して行う。ただし法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う

第１０章　　事務局、委員会

（委員会）

第５２条　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2　委員会は、その目的とする事項について、調査、研究または事業を行う。

3　委員会の組織および運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

（事務局）

第５３条　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て事務局を設けることができる。

2　事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

3　事務局長および職員の任免は会長が行う。

4　事務局の組織および運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

（実施細則）

第５４条　この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

付　　則

1　この定款は本会が法人として成立した日から施行する。
2　本会の設立当初の顧問および相談役は、次に掲げる者とする。
顧問　　吉住五郎
顧問　　小峰和茂
相談役　　関口静子
相談役　　田島龍蔵
相談役　　永瀬美恵子
3　本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
会長　　丹澤　弘
副会長　　中村　和子
副会長　　橋本喜美代
事務局長　森田直子
会計　　葛生敏子
会計　　松隈文子
書記　　大場智子
理事　　井内紀代
理事　　後藤勝代
理事　　水谷　進
監査　　福井順子
4　本会の設立当初の事業年度は、第４４条の規定にかかわらず、設立日から平成１２年３月３１日までとする。
5　本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第４５条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　本会の設立当初の入会金は無いものとする。会費は第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
①　正会員　　月額３００円
2　賛助会員　理事会で別途に定めることとする

【定款改訂履歴】
平成１２年1月１９日作成　平成１５年9月１８日一部変更　平成１７年１０月１１日一部変更
平成１９年1月２９日一部変更　平成１９年5月２３日一部変更　平成２１年5月２０日一部変更
平成２３年5月１８日一部変更　平成２４年5月１７日一部変更　平成２５年１１月9日一部変更
平成２８年2月１９日一部変更（第２条　主たる事務所の住所変更）
平成２８年１１月２日一部変更（第１条　法人の略称変更）
平成３０年１０月１０日一部変更（第１４条　法人の代表権について）
平成３０年１０月１０日一部変更（第３９条　第２号　議事録について）
平成３０年１０月１０日一部変更（第５１条　公告の方法について）
令和　3年　5月１９日一部変更（第１２条　役員及び定数について）
令和　3年　9月　8日一部変更（第２４条　総会の解散について）
令和　3年　9月　8日一部変更（第４６条　事業報告及び決算について）